

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月5日(火)午後1時30分から午後2時00分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 44(名)

会長 7番 小清水 千明
会長職務代理者 23番 和田 恵子

農業委員

1番	井上 惣一	2番	大島 博雅
3番	大塚 武司	4番	加賀山 洋介
5番	門脇 忠男	6番	鎌田 吉太郎
		8番	酒井 栄治
9番	末光 亨		
11番	高木 伯志	12番	武内 英二
13番	谷本 宏明	14番	中尾 美千代
15番	兵頭 立士	16番	堀田 善春
17番	松浦 良規	18番	宮河 宣仁
19番	山口 一光	20番	山本 一也
21番	若藤 寿治	22番	早稲田 由孝
		24番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋		
3番	井上 和久	4番	上谷 一郎
5番	氏原 邦弘	6番	岡山 正喜
7番	梶原 茂夫	8番	木村 寛
9番	河野 順子	10番	河野 秀雄
11番	佐々木 新仁	12番	上甲 一博
13番	白井 照良	14番	躰長 大
15番	竹葉 直正	16番	土居 喜三郎
17番	西村 守	18番	船田 満志
		20番	森崎 正
21番	薬師寺 悦子	22番	山田 悌示
23番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員(3名)

農業委員

10番 清家 儀三郎

最適化推進委員

2番 石城戸 豊治 19番 松本 武雄

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

6番 鎌田 吉太郎 8番 酒井 栄治

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について
報告第3号 諸証明について
報告第4号 農地原形変更届出書について
報告第5号 農地法第4条・5条許可について
(令和6年9月17日～令和6年10月15日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市
農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	専門員	境本 博佳
一般事務	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課長 岩見 藤三郎

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員23名、農地利用最適化推進委員21名であります。

定足数に達しておりますので、只今より令和6年11月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、清家委員、石城戸委員が所用のため欠席です。松本委員の方が若干遅れるという報告が入っております。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に鎌田委員、酒井委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第5号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(報告第1号から第6号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書4ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は11件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書4ページから5ページに記載しておりますので、確認をお願いします。事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のす

べてを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《末光委員》

失礼します。66番について説明をさせていただきます。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さん、◇◇◇◇です。◇◇◇◇を◇◇◇◇に◇◇◇◇するということで、問題ないと思います。

《大塚委員》

まず、67番からご説明いたします。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの農地を借りての◇◇◇◇でございます。

続きまして68番、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇のために◇◇◇◇を考えられておられて、ちょうど◇◇◇◇さんにですね、◇◇◇◇するということで話がまとまりました。

続きまして69番、◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんはですね、◇◇◇◇でございます。それで◇◇◇◇さん、ご覧のとおり◇◇◇◇ておるんですけども、農地が◇◇◇◇にございまして、◇◇◇◇さんに◇◇◇◇かということで話がまとまりました。一応それで、67から69番まで、何ら問題ございません。以上でございます。

《白井委員》

それでは、70番について説明します。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇になられます。◇◇◇◇さんが、作業効率化のため◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇して、◇◇◇◇さんが耕作をするということです。何ら問題はございません。

《井上惣一委員》

71番について説明いたします。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんは◇◇◇◇です。◇◇◇◇のための申請です。何ら問題はないと思います。以上です。

《上谷委員》

72番について説明いたします。◇◇◇◇さんが、◇◇◇◇に◇◇◇◇さんの土地を借りて◇◇◇◇を始める、ということで準備されております。◇◇◇◇さん、皆さんご存じの通り大変真面目な方ですんで、何ら問題ないと思います。

《渡邊鉄雄委員》

73番の説明をさせていただきます。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんについては、◇◇◇◇でありまして、◇◇◇◇のためですので、問題はありません。

《河野順子委員》

74番について、清家委員さんがお休みのため、代わりに説明させていただきます。
◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇のため耕作ができないということで、耕作者を探しておられましたが、今回近くに住まわれる◇◇◇◇さんが◇◇◇◇を探しておられまして、耕作したいということで話がまとまり、◇◇◇◇されました。何の問題もありません。

《宮河委員》

75番について説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは◇◇◇◇で、◇◇◇◇さんは熱心に耕作をしておられます。◇◇◇◇ということで◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇を設定し、耕作するようになりました。農地も近く作業の利便性もあり、何ら問題ありません。

《和田委員》

76番について説明します。◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇のために◇◇◇◇さんの畑を借りて耕作することになりました。熱心にされてまして、◇◇◇◇さんもお手伝いするというので、何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。ここで、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）に基づき、薬師寺委員、山口委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。薬師寺委員、山口委員の入室を認めます。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書6ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、今月の申請は一般個人住宅が2件、貸住宅が1件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。7ページから8ページに位置図を添付しております。転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《氏原委員》

はい、5番について説明いたします。この土地に、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇するという申請です。この案件については、10月29日、会長をはじめ関係者にて現地調査を行っております。既にこの土地には、◇◇◇◇しているということで、今回、申請地が農地であることが分かり農地法の申請が必要であることを知り、申請に至りました。住宅が建っておりますので、違反転用になります。始末書も添付されており、問題ないと思います。以上です。

《武内委員》

6番7番について説明をいたします。◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇、それから◇◇◇◇◇を始めるために申請をした次第です。こちらの案件につきましては、10月29日、会長をはじめ関係者の方々と現地を確認しております。ただ、こちらの土地に対しても◇◇◇◇、違反転用にはあたりませんが、始末書を提出されております。また、周りの農地に対する影響もない、という考えでおります。

続きまして、7番について説明をいたします。◇◇◇◇さんは、以前から◇◇◇◇◇に興味があり、今回このような申請を出されております。こちらの案件につきましても、10月29日、会長をはじめ関係者の方々と現地を確認しております。

なお、こちらの案件につきましても、◇◇◇◇、違反転用にはなりませんが、始末書も提出されており、こちらも周りの農地等に影響がないと思われまますので、問題はないと思います。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます
農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員でございます。よって、議案第2号は原案のとおり承認することと決定いた
します。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題とい
たします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書9ページをご覧ください。議案第3号農地法第5条の
規定による許可申請承認について、今月の申請は自己駐車場が1件、倉庫作業場が1件、
貸住宅が1件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。10ページか
ら11ページに位置図を添付しております。転用許可基準の判断につきましては、お手
元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えておりま
す。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《武内委員》

はい、失礼いたします。19番について説明をいたします。◇◇◇◇さんは、申請
地の近くで◇◇◇◇をされておりますが、◇◇◇◇が狭く◇◇◇◇に作業車並びに来
客の方が車を置くので、近所、それから警察の方から度々苦情を受けており、そうい
った土地を探しておりましたら近隣に◇◇◇◇さんが所有する土地があり、そちらの
方を◇◇◇◇にしたい、という申請であります。こちらの案件につきましても、10
月29日、会長をはじめ、関係者の方々と現地を確認しております。

なお、こちらの申請につきましても、◇◇◇◇しており、違反転用にあたりますが、
始末書等も提出されており、また、周りの農地に対する影響もないということから、
問題はないと思います。以上です。

《白井委員》

20番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんは現在、◇◇◇◇しております。
◇◇◇◇のため土地を探しておりましたが、ちょうど裏側に◇◇◇◇さんの土地があ
りまして、そこに◇◇◇◇を作るという申請です。この案件につきましては、10月
29日に会長はじめ関係者にて現地調査を行っております。周りに農地もございませ

るので、転用することによって周囲に被害はなく、問題ないと思います。以上です。

《末光委員》

21番について説明いたします。◇◇◇◇さんは登記の地目は◇◇◇◇になっているのは、現在は◇◇◇◇を栽培しております。その土地を◇◇◇◇が購入して、◇◇◇◇◇するということです。申請地は北側から東側にかけては、住宅南側、南側は道路、西側は市道で、特に問題ないと思われま。造成の際には、周囲に土砂が流出しないよう十分気をつけて工事をする、ということ聞いております。排水については、西側市道に埋設してます下水道管へ接続工事を行うと聞いております。10月29日火曜日に、小清水会長以下事務局関係者等で、現地、転用の現地調査を実施しております。問題ないと思っております。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われま
農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって、議案第3号は原案のとおり承認することと決定いた
します。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市
農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書12ページをご覧ください。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用
集積計画（案）の決定について、審議を依頼されたものです。公告予定年月日は、令和
6年11月12日となっております。

1ページめくっていただきまして、13ページ、農用地利用集積計画ですが、利用権
設定につきましては、新規8件21,521.00㎡、更新12件33,987.00㎡、計20件55,508.
00㎡となっております。所有権の移転は、吉田地区で1件552.00㎡となっております。

今月の利用権設定の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《竹葉委員》

80番について説明します。80番は更新です。設定を受ける◇◇◇◇さんは意欲的に農業に取り組まれており、引き続き耕作されるとのことで、問題ありません。

81番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんは◇◇◇◇で耕作が厳しいため、知り合いである◇◇◇◇さんに耕作依頼し、話がまとまりました。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇、積極的に農業に取り組まれており、問題ありません。

82番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんは◇◇◇◇で耕作が厳しいため、同地区の◇◇◇◇さんに耕作依頼し、話がまとまりました。◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇ですが、◇◇◇◇されるとのことです。意欲も旺盛で、また耕作機械も揃っており、問題ないと思います。以上です。

《高木委員》

83番についてご報告いたします。◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇をずっと他の人に当たってもらっていたらしいんですけど、今回から◇◇◇◇君が受け継ぐことになりました。◇◇◇◇君◇◇◇◇ですけど、至る所の、お年寄りやなんやらの田んぼを預かって、広範囲で今一生懸命、農業をやられています。それで、問題はないと思います。

《松浦委員》

84番、85番について説明させていただきます。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇のため耕作ができないということで耕作者を探しておりましたら、◇◇◇◇さん、熱心に農業されてる方で、特に問題ないと思います。

次、◇◇◇◇さん、この方もちょっと農業ができないということで、同じく◇◇◇◇さんがやってやる、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇ですが、◇◇◇◇に、この近隣に農地もやっておられますので、特に問題はないと思います。以上です。

《兵頭委員》

86番、87番続けて説明させていただきたいと思います。86番◇◇◇◇さん、◇◇◇◇ということでございます。そして、87番の方も◇◇◇◇なので、その地元の◇◇◇◇という地区で、中心的に、農業の担い手としては◇◇◇◇ですが、現役で頑張っておられます◇◇◇◇さんと、お願いして作っていただくようにしとったんですが、◇◇◇◇さん、とても管理、並びにそういういろんな地域に関しても頑張っておられる方なので、引き続き◇◇◇◇さんをお願いしたいということで、双方の話が

まとめまして、更新ということで話がまとまった案件でございます。何ら問題はないと考えております。

《堀田委員》

88番について説明申し上げます。◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇でございますので、農業は全然してないということで、土地について耕作者を探しておられたところ、近所におられます◇◇◇◇さんと話ができて、◇◇◇◇さんをお願いするという話ができ上がりました。◇◇◇◇さんも熱心に農業をされておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

《梶原委員》

失礼します。89番から92番の説明をいたします。いずれも更新であります。設定を受ける◇◇◇◇さんは真面目に農業に取り組んでおられ、問題ありません。

《谷本委員》

93番について説明をいたします。◇◇◇◇さんが◇◇◇◇さんから借りる、ということであります。多分以前は、◇◇◇◇さんが借りておったんですけども、今回、◇◇◇◇さんの要望に◇◇◇◇ということで、こういうような設定をしたということです。何も問題はないと思います。

《小清水委員》

94番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇果樹園の世話できない、ということで◇◇◇◇に委託されております。更新でございますので、何ら問題はないかと思っております。以上です。

《船田委員》

95番について説明申し上げます。これも更新ですので、引き続き◇◇◇◇さんが耕作するということが聞いています。何ら問題ないと思っております。

《宮河委員》

96番について説明いたします。96番については更新であります。設定を受ける◇◇◇◇は◇◇◇◇であり、今までどおり耕作することなので、問題ありません。

《河野順子委員》

97番について説明させていただきます。97番は更新です。◇◇◇◇さんは真面目に農業に取り組んでおられますので、今までどおり耕作することなので、何の問題もありません。

《酒井委員》

98番について説明します。◇◇◇◇さんが◇◇◇◇されました。更新でもあり、◇◇◇◇さんは地区内で熱心に作られており、特にこれまでも苦情もないことから、問題ないかと思えます。

《宮河委員》

99番について説明いたします。◇◇◇◇さんが、◇◇◇◇ということで◇◇◇◇さんの農地に利用権を設定し、耕作するものです。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、何ら問題ありません。

《加賀山委員》

23番について説明します。◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇ということで耕作者を探していましたが、◇◇◇◇さんが作ってくれる、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇です。◇◇◇◇さんは熱心に耕作をされている農家です。何ら問題はありませ

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。。ここで、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）に基づき、森崎委員、山口委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

お諮りいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

はい。挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。森崎委員、山口委員の入室を認めます。

以上で令和6年11月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
